



(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 特定の個人又は集団に利益をもたらす 市内中小企業に勤める方が退職金の支払いが受けられるようにすることで、退職者本人や家族など関係者の生活安定に利益が生まれる。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 ほとんど合っている 転職の増加や高齢化の影響などにより退職者も増えていることから、退職後の生活を支える貴重な原資となる退職金を得られるようにすることの重要性は高い。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	中小企業で働いている市民は多く、退職後の貴重な原資である退職金が確実に得られるよう、市が関与して共済への加入に誘導することは妥当である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できる	各企業が独自に退職金を給付したり中小企業退職金共済制度に加入することは可能だが、手元資金の少ない中小企業では経済的負担が少ないほうが加入が促進され、より多くの従業員が退職金を受け取ることに繋がる。そのため、共済に加入を誘導する手段として、補助を実施することは有効である。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	退職金は退職後の生活の原資として重要でありながら、退職金制度が十分に整備されていない中小企業も多いことから、従業員である市民に対するニーズは高い。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや即している	退職金は退職後の生活の原資として重要であり、より多くの従業員が退職金を確実に受け取れる環境を実現することから、市民ニーズに即していると考え
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	補助を通じて共済制度への加入を促進することで、中小企業に勤める従業員に対して、退職後の生活を支えることに繋がる。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	年々、新たに退職金共済制度に加入する従業員は生じるため、補助期限を設けることは難しい	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	積算の根拠となる各企業が支払う掛金については、中小企業退職金共済制度の事業本部を務める独立行政法人勤労者退職金共済機構から情報提供を受けており、交付申請の内容と情報を照会した上で交付額を積算している。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	地域産業の振興としても、中小企業に勤務する市民の福祉の増進と雇用の安定という観点からも、施策との整合性はある。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。(複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。)	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
			浦安商工会議所とアクサ生命保険株式会社が連携して運営している「特定退職金共済制度」があるが、別予算を計上して補助金を支出している。
補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	設定済	新たに退職金共済制度に加入した従業員を有する中小企業者に対し、退職金共済契約を締結した日の属する月から3カ年、被共済者1人につき、退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して12カ月分の掛金納付額に100分の20を乗じた額を補助する。ただし、被共済者1人につき20,000円を限度とする。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		申請事業者数、交付対象者数、補助金額により、退職金制度の加入及び普及状況が把握できる。	
	評価	評価理由	
	ある程度の効果をあげている	直近3か年の実績に基づき、評価している。 令和3年度 104事業所 631名 9,741千円 令和2年度 103事業所 651名 10,150千円 令和元年度 107事業所 616名 9,704千円	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	全国的な共済制度である中小企業退職金共済事業への加入を促進するための事業であり、委託等による実施は困難である。補助金の交付が最もコスト負担が生じないと考えられる。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。(※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く)	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	独立行政法人勤労者退職金共済機構から送付される被共済者納付リスト、および年金手帳による払い込み実績により確認している。
	補助対象外経費を補助対象としていない。(対象としている場合は、明確な根拠を持っている。)	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。(※費目とは、飲食費や慶弔費など)
	対象としていない		

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

・市川市、船橋市、武蔵野市において、同様の補助制度を実施している。補助対象額について、本市の上限額は他市よりも高い設定となっている。

(4) 補助金の課題

事業主が共済機構と契約締結した月から3年間補助金を交付する制度であり、すでに支給している事業所への対応なども踏まえ、類似事業である「特定退職金共済掛金補助金」と合わせ、今後、検討が必要である。

(5) 所属長の総合評価

零細企業を中心に、小規模な事業者では独力で設けることが難しい退職金制度の普及につながる事業であり、労働者の福利厚生の上に資するものである。  
 その一方で、他市と比較すると補助限度額が高く、補助対象期間も長くなっていることから、今後、制度の見直しを検討が必要である。

(6) 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	すでに支給している事業所への対応等も踏まえ、類似事業である「特定退職金共済掛金補助金」と合わせ、今後、検討が必要。

廃止の時期	
廃止の理由	